

平成十五年
四月中

山梨県公報目録

本紙 第一千三百七十一号から
第一千三百七十八号まで
号外 第二十八号から
第四十号まで

凡例
公文件名の下の数子上段括弧内は番号、中段はページ、下段は掲載日を示す。

規 則

山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (五九) 号外(二八) 一 一

告 示

| | | |
|---------------------------|----------------|-------|
| 字の名称変更 | (二〇一) 号外(二八) 一 | 一 |
| 全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更 | (二〇二) 同 | 同 |
| 関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部変更 | (二〇三) 同 | 同 |
| 市町村の廃置分合に伴う郡の人口の告示 | (二〇四) 同 | 二〇五 三 |
| 市町村の廃置分合に伴う市の人口の告示 | (二〇五) 同 | 同 |
| 生活保護法に基づく介護機関の指定 | (二〇六) 同 | 同 |
| 生活保護法に基づく指定介護機関の変更 | (二〇七) 同 | 二〇九 同 |
| 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 | (二〇八) 同 | 二一〇 同 |
| 結核予防法に基づく指定医療機関の廃止 | (二〇九) 同 | 同 |
| 漁業協同組合の遊漁規則の変更 (三件) | (二一〇) 同 | 同 |
| 道路の区域変更 (七件) | (二一一) 同 | 同 |
| 道路の区域変更 (七件) | (二一二) 同 | 二二二 同 |
| 道路の区域変更 (七件) | (二一三) 同 | 同 |
| 道路の供用開始 (三件) | (二一四) 同 | 二二四 同 |
| 道路の供用開始 (三件) | (二一五) 同 | 同 |
| 道路の供用開始 (三件) | (二一六) 同 | 同 |
| 字の区域変更 (五件) | (二一七) 同 | 同 |
| 字の区域変更 (五件) | (二一八) 同 | 同 |
| 土地改良事業計画の適当決定 | (二一九) 同 | 二二九 同 |

使用料の収納事務の委託 (四件)

生活保護法に基づく医療機関の指定 (二二九)

生活保護法に基づく施設機関の指定 (二二二)

生活保護法に基づく指定医療機関の変更 (二二七)

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (二二八)

道路の区域変更 (二件) (二二九)

河川法に基づく兼用工作物の工事等の協議 (二二七)

都市計画事業の事業計画の変更認可 (四件) (二二八)

使用料の徴収事務の委託 (二二六)

予防接種の業務を行う医師 (二二五)

予防接種の業務の承諾を撤回した医師 (二二四)

保安林の指定の解除の予定 (二二三)

保安林の指定の予定 (二二二)

道路の区域変更 (二二一)

使用料の徴収事務の委託 (二件) (二二〇)

道路の供用開始 (二一九)

保安林の指定の予定 (三件) (二一八)

建築基準法に基づく道路位置指定 (二一七)

土地改良事業施行の同意 (二件) (二一六)

包括外部監査契約の締結に伴う告示 (二一五)

| | | |
|-----------------------|-------|--------|
| 使用料の収納事務の委託 (四件) | (二二九) | 同 |
| 生活保護法に基づく医療機関の指定 | (二二二) | 同 |
| 生活保護法に基づく施設機関の指定 | (二二七) | 二二七 七 |
| 生活保護法に基づく指定医療機関の変更 | (二二八) | 二二八 同 |
| 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 | (二二九) | 同 |
| 道路の区域変更 (二件) | (二二七) | 同 |
| 河川法に基づく兼用工作物の工事等の協議 | (二二八) | 同 |
| 都市計画事業の事業計画の変更認可 (四件) | (二二九) | 同 |
| 使用料の徴収事務の委託 | (二二六) | 二二五 一〇 |
| 予防接種の業務を行う医師 | (二二五) | 同 |
| 予防接種の業務の承諾を撤回した医師 | (二二四) | 同 |
| 保安林の指定の解除の予定 | (二二三) | 同 |
| 保安林の指定の予定 | (二二二) | 同 |
| 道路の区域変更 | (二二一) | 同 |
| 使用料の徴収事務の委託 (二件) | (二二〇) | 同 |
| 道路の供用開始 | (二一九) | 二四三 一四 |
| 保安林の指定の予定 (三件) | (二一八) | 二四五 一七 |
| 建築基準法に基づく道路位置指定 | (二一七) | 二四六 同 |
| 土地改良事業施行の同意 (二件) | (二一六) | 同 |
| 包括外部監査契約の締結に伴う告示 | (二一五) | 二五三 二二 |

開発行為に関する工事の完了について

同 同

選挙管理委員会

政治活動のため寄附を受け又は支出をすることができる
できない団体

号外(二九) 一 一

不在者投票を行うことができる施設の指定に関する
告示の一部改正

同 同 同

条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求を
することができる選挙権を有する者の一定数

号外(三〇) 一 三

県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙
管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる
選挙権を有する者の一定数

同 同 同

県議会の議員の解職の請求をすることができる選
挙権を有する者の一定数

同 同 同

山梨県議会議員一般選挙の執行

号外(三一) 一 四

山梨県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙
長及びその職務を代理すべき者

同 同 同

山梨県議会議員一般選挙において山梨県選挙管理
委員会書記が駐在して執行する場所

同 同 同

山梨県議会議員一般選挙において候補者等が山梨
県選挙管理委員会にする届出等の受付場所

同 同 同

山梨県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙
会の場所及び日時

同 同 同

山梨県議会議員一般選挙におけるポスター 掲示場
にポスターを掲示することができる日

同 同 五 同

山梨県議会議員一般選挙において開票事務を選挙
会事務に併せて行う選挙区

同 同 同 同

山梨県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙
運動に関する支出金額の制限額

同 同 同 同

山梨県議会議員一般選挙における選挙長の
事務を行う場所(十五件)

同 同 同 同

山梨県議会議員一般選挙における選挙区の選挙立
会人を定めるくじを行うべき場所及び日時(十五
件)

同 同 同 同

山梨県議会議員一般選挙において開票の事務を選
挙会場において選挙会の事務に併せて行う選挙区
の一部改正

号外(三二) 一 四

山梨県議会議員一般選挙における選挙会の場所及
び日時の一部改正

同 同 同

山梨県議会議員一般選挙における候補者の届出
選挙区(五件)

同 同 一〇 同

山梨県議会議員一般選挙と同時に
行う選挙

号外(三三) 一 八

条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求を
することができる選挙権を有する者の一定数

号外(三四) 一 一四

県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙
管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる
選挙権を有する者の一定数

同 同 同 同

県議会の議員の解職の請求をすることができる選
挙権を有する者の一定数

同 同 同 同

山梨県議会議員一般選挙における当選人の住所及
び氏名

号外(三五) 一 一五

衆議院山梨県第三区選出議員補欠選挙の執行

号外(三六) 一 一五

衆議院山梨県第三区選出議員補欠選挙における選
挙長及びその職務を代理すべき者

同 同 同 同

衆議院山梨県第三区選出議員補欠選挙における選
挙会の場所及び日時

同 同 同 同

衆議院山梨県第三区選出議員補欠選挙における政
見放送の放送の順序を定めるくじを行う日時及び
場所

同 同 同 同

衆議院山梨県第三区選出議員補欠選挙における選
挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場
所

同 同 同 同

衆議院山梨県第三区選出議員補欠選挙におけるポ
スター 掲示場にポスターを掲示することができる
日

同 同 二 同

衆議院山梨県第三区選出議員補欠選挙における選
挙運動に関する支出金額の制限額

同 同 同 同

衆議院山梨県第三区選出議員補欠選挙における選
挙長の事務を行う場所

同 同 同 同

衆議院山梨県第三区選出議員補欠選挙における選
挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時

同 同 同 同

衆議院山梨県第三区選出議員補欠選挙における候
補者の届出

号外(三七) 一 一五

衆議院山梨県第三区選出議員補欠選挙の当選人の
住所及び氏名並びに届出政党の名称

号外(三八) 一 三〇

| | |
|---|--|
| <p>政治団体の名称等の届出 個人演説会等を開催することができる施設の指定</p> | <p>号外(四〇) 一 三〇 同 七 同</p> <p>平成十五年度自動車等の運転免許試験の実施 遊技機の型式の検定</p> |
| <p>人事委員会</p> | <p>同 七 同</p> <p>その他</p> |
| <p>山梨県学校職員との給与に関する規則の一部を改正する規則 寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則</p> | <p>号外(二八) 一 一 同 同 同</p> <p>正 誤</p> |
| <p>監査委員</p> | <p>同 同 同</p> |
| <p>監査の結果に基づく措置状況</p> | <p>二二九 一〇</p> |
| <p>公安委員会</p> | <p>二二五 三 二五八 二二 同 同 二五九 同</p> |
| <p>山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則 遊技機の型式の検定 山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則 遊技機の型式の検定 自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律附則第三項に規定する市町村の区域の指定の一部改正 技能検定員等審査の実施 遊技機の型式の検定 警備業者及び警備員の護身用具の携帯の禁止・制限に関する規則の一部を改正する規則</p> | <p>号外(二八) 二 一 二二三 三 二三九 一〇 二四〇 同 二五〇 一七 同 同 二五一 同 二六三 二四</p> |
| <p>平成十五年五月一日 印刷 平成十五年五月一日 発行</p> | <p>発行者 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県 印刷所 株式会社 甲府市北口二丁目六番 三 梨 県 印刷所 サンニチ印刷</p> |